



すべり台の認定基準及び基準確認方法
(公開用)

家庭用体育器具(すべり台)専門部会専門委員名簿

	氏名	所属
(部会長)	知久 篤	日本大学
(委員)	伊藤 康江	消費科学連合会
	大藪 勝隆	有限会社 豊国製作所
	甲斐 麗子	主婦連合会
	川島 霞子	全国地域婦人団体連絡協議会
	北川 隆史	北川木工株式会社
	澤田 文男	澤田工業株式会社
	志摩 達夫	株式会社西友ストアー
	芹沢 新八郎	株式会社セリザワ
	高岡 林	栃木乗物工業株式会社
	田村 尹行	通商産業省工業技術院標準部繊維化学規格課
	西堀 雄三	全国児童乗物団体連合会
	野口 昌吾	通商産業省産業政策局消費経済課
	福増 久子	財団法人日本消費者協会
	松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	三島 克己	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
	水野 哲	通商産業省生活産業局文化用品課
	小牟田 洋一	製品安全協会
(事務局)	製品安全協会	110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 業務グループ代表 E-Mail operation@sg-mark.org 業務グループ TEL 03-5808-3302 FAX 03-5808-3305

すべり台の認定基準及び基準確認方法

1.基準の目的

この基準は、組立可搬式のすべり台の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2.適用範囲

この基準は、主として一般家庭で幼児が使用する組立可搬式のすべり台（以下、すべり台という。）について適用する。

なお、ここでいう幼児とは、標準として2才児から6才児までをいう。

3.安全性品質

すべり台の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	<p>1. すべり台の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) すべり台は、次の部分から構成されていること。</p> <p>(a) はしご</p> <p>(b) おどり場</p> <p>(c) おどり場わく</p> <p>(d) おどり場手すり</p> <p>(e) 滑走面</p> <p>(f) 滑走面手すり</p> <p>ただし、はしご及び滑走面は、各々1つに限る。</p> <p>(2) 組立ては簡単で、正常な方法によって組立てたすべり台各部には、き裂、破損、使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(4) はしご柱、おどり場、おどり場</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>手すり、中柱、滑走面及び滑走面手すりの上面並びに上端部は、使用時にひも等が引っ掛からない形状であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(5)(a) 着地板を有するものにあつては、使用時に滑走面と着地板が確実に固定されており、がたつきがないこと。ただし、着地板に軟質材料(発泡ポリエチレン等)を使用したものにあつてはこの限りではない。</p> <p>また、以下の着地板及び着地板手すりの規定については、着地板及び着地板手すりを有するものに適合する。</p> <p>(b) 滑走面又は着地板の前縁地上高さは、〇ミリメートル以下であること。</p> <p>(6) 使用時に人体が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(7) はしご以外にはしごとして登れるような構造物がないこと。</p> <p>(8) すべり台には、飾り玉などの小物体が付いていないこと。</p> <p>(9) おどり場、滑走面、滑走面手すり、着地板及び着地板手すりの上面並びに滑走面手すり、着地板手すりの側面にはくぎ、木ねじ類が使用されていないこと。ただし、(9)(a)(b)項に規定する各項目にあつてはこの限りではない。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(a) おどり場、滑走面、着地板の内側にくぎ、木ねじ類が使用されているものにあつては、くぎ、木ねじ類の頭部は、〇ミリメートル以上埋め込まれていること。</p> <p>また、補助板等を固定するための止め具に木ねじを使用しても差し支えないものとする。</p> <p>(b) 滑走面手すり又は着地板手すりの外側面に折り畳み金具等を固定するために止め具を使用しているものにあつては、滑走面手すり又は着地板手すり上面からその止め具の上端までの距離及び固定部の折り畳み金具端末までの距離は、〇ミリメートル以上であること。</p> <p>(10) はしご踏み板及びおどり場は、水平であること。</p> <p>(11) 使用時に手、指等が触れる部分には、〇ミリメートル以上〇ミリメートル未満のすき間がないこと。ただし、すき間の一方が開放端になっているすき間は除く。</p> <p>また、滑走面手すりに補助手すりが取り付けられているものにあつては、補助手すりにすき間がなく、取付け部のすき間は〇ミリメートル以下であり、縁部は丸みがあること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(12) はしご下端部を〇キログラムの力ですべり台の前後方向に水平に押したとき及び引っ張ったとき、使用時に手、指等が触れる部分には、〇ミリメートル以上〇ミリメートル未満のすき間がないこと。</p> <p>(13) おどり場の前後方向の長さは、〇ミリメートル以上であること。</p> <p>(14) おどり場手すりの前後の長さは、おどり場の前後の長さを満たす大きさであり、おどり場中央上面からおどり場手すり上面までの高さは表1に適合していること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法						
	<p style="text-align: center;">表1</p> <p style="text-align: center;">(単位:ミリメートル)</p> <table border="1" data-bbox="403 398 790 719"> <tr> <td data-bbox="403 398 557 533">おどり場 前後方向 の長さ</td> <td data-bbox="557 398 790 533">おどり場手すりの高さ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 533 557 622">○未満</td> <td data-bbox="557 533 790 622">○ プラス ○ マイナス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 622 557 719">○以上</td> <td data-bbox="557 622 790 719">○ プラス ○ マイナス</td> </tr> </table>	おどり場 前後方向 の長さ	おどり場手すりの高さ	○未満	○ プラス ○ マイナス	○以上	○ プラス ○ マイナス	
おどり場 前後方向 の長さ	おどり場手すりの高さ							
○未満	○ プラス ○ マイナス							
○以上	○ プラス ○ マイナス							

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(15) おどり場の左右には、足部がずれ落ちるのを防ぐためのわくを有しており、おどり場中央上面からわく上面までの高さは、〇ミリメートル以上であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(16) おどり場の最大地上高さは、○ミリメートル以下であること。</p> <p>(17) 滑走面の幅は、○ミリメートル以上であること。</p> <p>(18) 滑走面と地面との角度は、○度以下であること。</p> <p>(19) 滑走面の手すりの高さは、○ミリメートル以上であること。</p> <p>(20) はしごと地面との角度は、○度から○度の範囲内であること。</p> <p>(21) はしご踏み板の間隔は、○ミリメートル以下であること。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 安 定 性</p> <p>3. 耐 荷 重</p>	<p>(22) はしご踏み板の幅は、○ミリメートル以上であること。</p> <p>2. すべり台の側面部を○キログラムの力で引いたとき、接地部が浮き上がらないこと。</p> <p>3. すべり台の耐荷重は、次のとおりとする。</p> <p>(1) はしご各踏み板及びおどり場に○キログラムの力を加えたとき、すべり台各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 滑走面に○キログラムの力を加えたとき、すべり台各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(3) 次に示す個所を○キログラムの力で引張ったとき、すべり台各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	(a) おどり場手すり (b) 滑走面手すり (c) はしご手すり (d) ちょうばん (e) おどり場のわく	
4. 耐 衝 撃	4. はしご各踏み板、おどり場、滑走面、着地板に〇キログラムの鋼球を〇ミリメートルの高さから落下させたとき、すべり台各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。	
5. 含 水 率	5. 木材の含水率は、〇パーセント以下であること。	
6. 材 料	6. すべり台の材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。	
7. 付 属 品	7. 付属品(取付け金具を必要としない着地板等をいう)は、すべり台の使用上の安全性を損なわないものであること。	

4. 表示及び取扱説明書

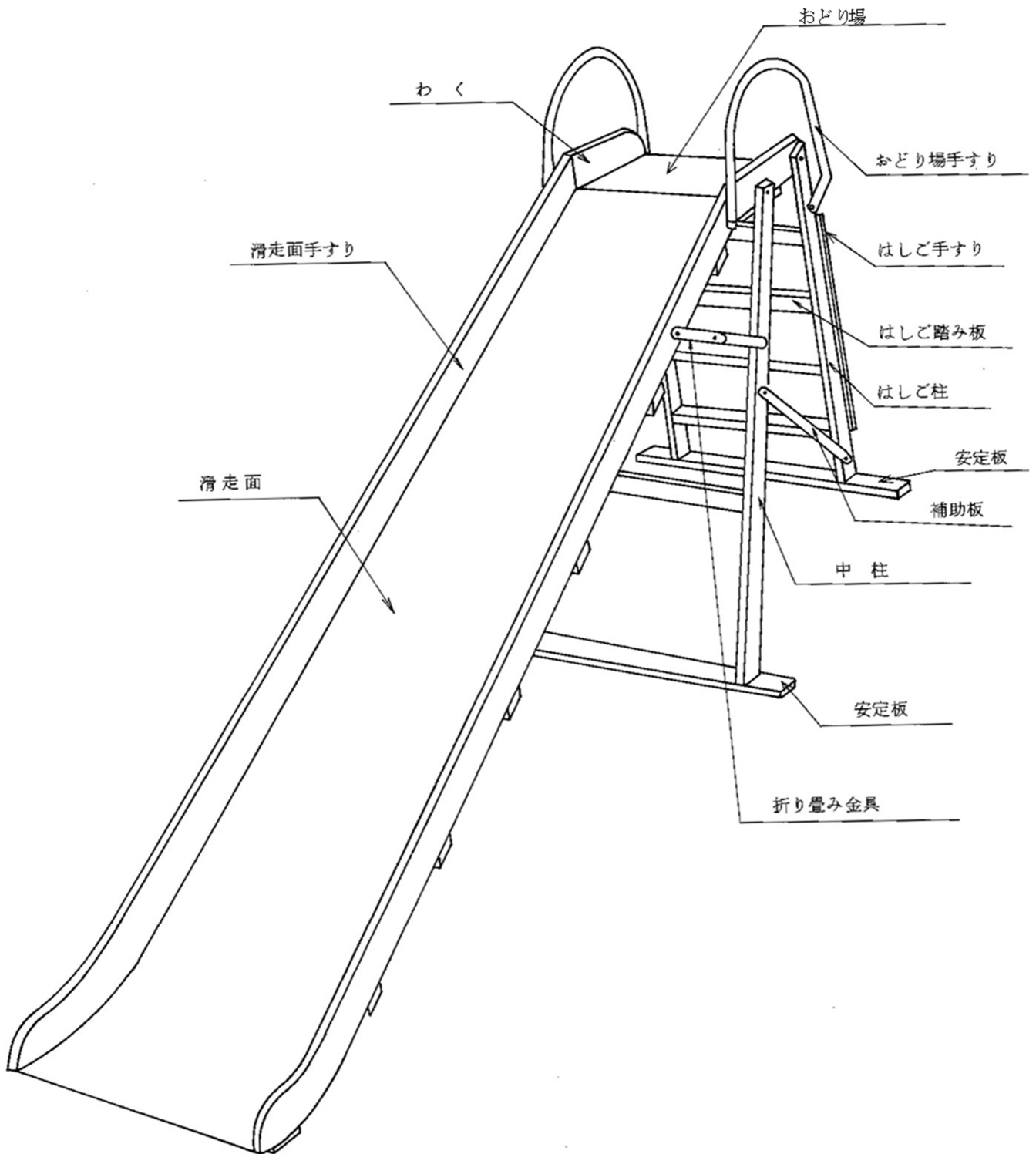
すべり台の表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1.表示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月日若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) 組立ての要領及び注意。</p> <p>(3) 部品及び付属品の一部が取り外されているすべり台は、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(4) 使用上の注意</p> <p>(a) 使用前には、各部に緩みなどがないことを確認し使用すること。</p> <p>(b) すべり台はがたつかない水平、平たんな場所に設置して使用することとし、敷居、じゅうたんなど段差がある場所やストーブなど危険物の付近には絶対に設置しないこと。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>

	<p>(c) 初めて使用する幼児は、保護者が使用上の注意を指導すること。</p> <p>(d) 同時に○人以上では使用しないこと。</p> <p>(e) すべり台を揺すったり、側面から登ったり降りたり、又、おどりで暴れたり、滑走面に飛び降りたり駆け上がったなどしないこと。</p> <p>(f) すべり台を使用する年齢範囲は、○才児から○才児までとする。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及びその住所。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

すべり台の各部の名称

参考付図1.



参考付図2.

